

1. 議事日程

〔令和8年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和8年1月26日
午後1時開会
於 第1委員会室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】
日程第4 議案第1号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）
日程第5 急施事件認定の件
追加日程第1 発議第1号 非核三原則の堅持を求める意見書について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	児玉 史則
11番	大下 正幸	12番	熊高 昌三
13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
15番	秋田 雅朝	16番	石飛 慶久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
-----	-------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（7名）

市長	藤本 悦志	副市長	杉安 明彦
総務部長	新谷 洋子	企画部長	高下 正晴
総務課長	玉井 郁生	財政課長	沖田 伸二
行政委員会総合事務局長	大崎 健治		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

【速報版】

事務局長 高藤 誠
事務局長 日野 貴恵
事務局長 波多野 奈美
事務次長 岡村 浩祐
事務次長 國實 峻



午後1時00分 開会

- 石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は、16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
高藤事務局長。
- 高藤事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、「議会の委任による専決処分事項について」、3件の報告がありました。
第3点、監査委員より、令和7年11月分及び12月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、13番、宍戸議員及び14番、金行議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 石 飛 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
大下議会運営委員長。
- 大下議会運営委員長 令和8年第1回臨時会の運営につきまして、1月19日及び1月26日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会議日程のとおり、本日、1日のみといたしました。
本臨時会に付議されます案件は、承認1件、議案1件、急施事件の認定の計3件でございます。
議案審議についてですが、お手元の付託表のとおり、議案第1号は提

案理由の説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

承認第1号につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

また、発議1号が提出されておりますので、急施事件と認定されまして、日程に追加し、審議することといたしました。

以上で、報告を終わります。

○石 飛 議 長

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第1号 決処分した事件の承認について【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】

○石 飛 議 長

日程第3、承認第1号「専決処分した事件の承認について」「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

よろしく申し上げます。

本件は、2月8日執行の衆議院議員選挙に伴う費用を既定の歳入歳出の総額にそれぞれ追加したものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月23日付で専決処分しましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

それでは、要点の説明をいたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,746万2,000円を追加し、予算の総額を206億1,295万9,000円としたものです。

これは、2月8日執行の衆議院議員選挙に要する費用を計上したもので、準備に関する事務などを早急に始める必要があります、緊急を要したため、1月23日付で専決処分いたしました。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入です。

16款の県支出金は、衆議院議員選挙費委託金で2,685万円を計上しました。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金で61万2,000円の増額です。

続いて、13ページをお開きください。

説明欄、一般職員人件費は、選挙に当たり必要となった時間外手当や休日勤務手当などを計上したものです。

次に、衆議院議員選挙費は、ポスター掲示板設置撤去委託料や投票所入場はがき等の郵送料などを計上したものです。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 11ページの歳入についてお伺いします。

本件は、衆議院議員選挙の委託料ということで、県の支出金で賄われるべきだと思うんですけど、その中で財政調整基金繰入金が61万2,000円入ってます。これは市の貯金に当たるもので、これを支出しなければいけない理由について、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

大崎行政委員会事務局長。

○大崎行政委員会事務局長 この繰入金についてですが、備品の購入費について、9分の5が国から支出されますので、9分の4については市の持ち出しとなります。備品については全てそうなんですけど、全ての選挙で使用できるということで、国と自治体とで負担割合が決まっております。その分で国が9分の5、市が9分の4という負担割合になって、こういう数字が出ています。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

ほかに。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ただいまの説明で備品の購入ということは分かったんですけども、備品は具体的にどういったものを購入する予定なんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

大崎行政委員会事務局長。

○大崎行政委員会事務局長 このたび購入する備品につきまして、開票所で使用する投票用紙の自動分類機、そちらの増設ユニットになります。特に国政選挙ですと仕分けをするのがたくさん分けないといけないので、その増設機をつけることによって開票作業が早く終わるということで、今回、購入させてもらっております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

他に質疑はありませんか。

新田議員。

○新 田 議 員 13ページのところなんですけど、選挙はがきを作られると思うんです

けども、大体どのぐらいの日がちで届くかという目安はここで分かりますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

大崎行政委員会事務局長。

○大崎行政委員会事務局長 投票所の入場券の話だと思いますけど、今日から3日間で配達をしてもらうように郵便局と調整をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

他に質疑はありませんか。

児玉議員。

○児 玉 議 員 今回、急な選挙なんですけど、期日前投票の日程というのは特に心配ないでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

大崎行政委員会事務局長。

○大崎行政委員会事務局長 期日前投票につきましては、通常の衆議院選挙と同様に行うように予定しております。27日の公示なので、28日から2月7日まで期日前投票を行って、2月8日が投開票日となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、承認第1号「専決処分した事件の承認について」「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第1号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）

- 石 飛 議 長 日程第4、議案第1号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 本案は、物価高騰対策に係る支援に伴う費用を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加をするものです。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 石 飛 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
熊高昌三議員。
- 熊高昌三議員 詳細については委員会に付託する予定でありますので、また聞く場面もあらうと思いますが、そもそも物価高騰支援対策としての重点支援地方交付金活用事業ですが、総額で約3億円ですけれども、交付金というもので算定というのは国のほうが行ってくるということで、中身については詳しく問うてもなかなか出てこんというのがこれまでの事例ですけれども、この交付金そのものの使い方というのは、基本的には、お米代3,000円程度というものがもともとの発想だったと思いますけれども、これを今回、議案の中では1万円の交付ということですが、この交付金の目的をどのように受け止めておられるのか、まず聞きたいと思います。そして、その1万円という額にしていった根拠、そういったものについて、それぞれの自治体によって判断が異なっておりますので、安芸高田市としての1万円という根拠について、まずはお伺いしたいと思います。
- 石 飛 議 長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 1万円の根拠についてですが、国から示された交付限度額を基に、市民全員に公平かつ可能な限り多くの給付ができるように検討した結果、給付額を1万円ということで決定をしてきました。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
杉安副市長。
- 杉安副市長 追加で答弁させていただきたいと思います。
質問の質疑の内容は、国からの当初の考え方についての市としての受け止め方、その結果として1万円の現金にしたということの流れとかそういう意味で質疑いただいたと思いますので。
確かに、お米券というのが提案を国からされて、各自治体がそれに対してどのように考えるかというところで、いろんな意見が出たり考え方を示されたりしております。安芸高田市も同様にいろんな方法を考えました。今、総務部長が答えとして現金にしたということなんですけど、その過程の中では、確かにお米券も、国からの提案としてどうだろうかということでも議論しました。

しかし、中山間地において、米作農家が多くて、実際にはお米を販米として使われている世帯の方々も多くいらっしゃるという中では、お米券という選択は少し難しいのかなということが1点ありました。

その後、商品券についても検討いたしました。商品券は、特定の市内の中で消費ができて使われるということがあるので、これも検討しましたが、過去の商品券の使われ方を見ても、加入しておられる方々、商店の方々に行き渡っているのかという過去の部分も検証したところではありますが、そうはなくて、大型店舗とかそういったところが多いのかなということもあつたりしますと同時に、これに準備の時間と商品券を印刷する経費とかかかりますので、それに対する経費率というのも少し考えていかなくはいけないんだろうということで、これも候補には挙げましたけれども、最終的に現金にしよう。現金にすることは、この後説明しますが、早く市民の皆さんに交付できるんじゃないかという見通しも、郵便局さんをお願いするということで立てられることができたということが1点と、経費率を見ても、お米券を配布するとか商品券でやっていくのかというよりも、安い経費で抑えられるという見込みも立てましたし、大きな要因としてもう一点あるのは、この時期、この交付金があり、予算事務もあり、人事、組織の事務もあり、そして先ほど審議いただいた衆議院選挙も入ってくるということで、なかなか事務を職員が直営でやっていくというのも、難しいというところの判断の一つは決定する要素の中の大きなファクターになって現金を選択する。食料費にということも国からはあつて、お米券ということもあつたんだと思いますが、生活支援ということ言えば、食料費に充てていただくということも、現金であれば柔軟に使っていただくということもありますので、物価高対策ということになれば、現金でも十分、国が目指すところの目的は達せられるのではないかとということで、最後の選択の申し上げた現金にしたというところがございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 現金給付ということは、私も評価をしたいなと審議をして思っておりますが、各町によって金額が違ってきておるといふ中身を見ると、交付金という性格が、直接、各市民に配るといふことの一つあるんですけども、例えば3,000円とか5,000円にした町もありますし、例えば5,000円にすれば5,000円残るわけですが、それを政策として新年度にも含めて形を変えていけるというのも交付金の性格としてあるのではないかなという気がしておるんですよ。1万円それぞれもらった人は、当然、うれしいと思いますけども、1万円という額が生活に非常に足しになるという人も当然いらっしゃるし、1万円というお金がそんなに影響はないという市民もいらっしゃるんですね。であれば、政策として、新年度に向

かって本当に今後困るであろうという部分に振り分けていくことも可能じゃないかなという気がするんですね。例えば3万人の町であっても、うちより交付金が2億8,000万円ぐらい少ないんですね。人口割だけじゃない。地域の面積も含めて、実態に応じたような交付額が算定されておるといのがそれだけ見ても分かると思うんですね。政策として1万円を全て配るということじゃなしに、今後の市の財政も含めて、どういふふうに使っていくのが一番いいのかというような視点での協議というのにはなされなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
高下企画部長。

○高下企画部長 まずは、交付金として市に入ってくる金額は総額で3億8,300万円余りというふうになっております。そのうち、今回、使いますのが2億9,900万円余りというふうなことになってます。大半をこちらに充てるといふ協議をして、そのように判断してるんですが、そのようにしたのは、まずは交付金の大きな目的というのが、物価高騰の影響を受けている生活者の負担を軽減するためというのがあります。ですので、まずはそちらにできるだけ割くべきではないかというのが基本的な考え方としてありました。そこをどのぐらいの部分までを交付金として生活の支援といふふうなことに充てるかといふのは、各自治体の実情に合わせて判断してくださいといふふうになってます。例えば、広島県の沿岸部のところでは、カキが多く死んでしまって非常に大きな打撃を受けているといふふうな自治体もありました。ですので、その自治体の多くはカキの事業者のところの支援にも充てるといふふうな判断をされているところがあります。それぞれの自治体での判断といふふうなことになっておりますので、安芸高田市としては、まずは生活者の支援といふところに重点を置いたといふふうなことがあります。

議論についてはそういったことで、今回は、安芸高田市としては多くの部分を国の想定しているここに使ってほしいといふところを重視して配分したといふふうなことでもあります。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
熊高昌三議員。

○熊高昌三議員 財源の部分は、政策として今後提案してくるということで受け止めてよろしいんですね。それは、具体的にどのように検討されてきたのか。改めてお伺いしたいと思います

○石 飛 議 長 高下企画部長。

○高下企画部長 残りの部分につきましては、新年度の当初予算のところでは経済対策的な部分も入れていくことにしております。またそのときに御説明をしたいと思います。

○石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

- 石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査をすることにいたします。
なお、審査終了後、本会議を再開し、委員長報告の後、採決を行うこととします。
ここで暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時26分 休憩

午後 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
議案第1号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。
児玉予算決算常任委員長。

- 児玉予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をいたします。
本日、本委員会に付託のありました議案第1号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の審査結果について報告をいたします。
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,905万9,000円を追加し、予算の総額を209億1,201万8,000円とするもので、物価高騰の影響を受けている生活者の負担を軽減するため、国の交付金を活用し、住民1人当たり1万円の現金を給付する重点支援地方交付金現金給付事業の実施に係る予算計上でありました。
審査における主な質疑は、給付に係る委託先や給付方法に関することを確認するもので、特に現金給付を選択した理由、マイナンバーカードとの連携や口座振替など業務委託内容に集中しました。
そのほか、歳入歳出について審査した結果、補正額、補正内容は適正であると判断し、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

- 石 飛 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。
これより質疑に入ります。
ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。
(質疑なし)

- 石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終了いたします。
これより、本案に対する討論を行います。
討論はありませんか。
(討論なし)

- 石 飛 議 長 討論なしと認めます。
以上で、討論を終結いたします。
これより、議案第1号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 石 飛 議 長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 急施事件認定の件

- 石 飛 議 長 日程第5、急施事件認定の件を議題といたします。  
1月16日、山本議員ほか4名の議員より、「非核三原則の堅持を求める意見書について」の意見書案が提出されました。  
この際、日程の追加についてお諮りをいたします。  
「非核三原則の堅持を求める意見書について」の件は緊急を要しますので、急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

- 石 飛 議 長 異議なしと認め、「非核三原則の堅持を求める意見書について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 発議第1号 非核三原則の堅持を求める意見書について

- 石 飛 議 長 追加日程第1、発議第1号「非核三原則の堅持を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 山本議員。

- 山 本 議 員 提案理由を述べさせていただきます。

現在、衆議院は解散し、明日から選挙が始まりますが、高市政権における連立与党内において、安全保障関連3文書の改訂に向けた議論が開始されています。この見直し議論の柱の中に非核三原則が含まれており、「持たず、つくらず、持ち込ませず」の「堅持」の姿勢が揺らぐものと懸念するところです。被爆県としてその実相を経験したことから、県内においては戦後一貫して非核の姿勢を貫いてきており、非核三原則はその根幹をなすものであります。このようなことから、非核三原則を見直すことは看過できません。よって、広島県内の自治体の意思を表示として、意見書の採択を行い、国に「堅持」を要請すべきとして提案するものです。

以上です。

- 石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
熊高昌三議員。
- 熊 高 議 員 現在の社会状況の中で、いろいろ厳しい状況が生まれてきておると
いうのを私も同じく認識するところです。
今回、非核三原則を堅持する意見書を出すということにも非常に私も
賛成の立場でおります。
そういった立場ではありますが、現在の世界状況、アメリカのトラン
プ大統領の政治活動、そしてロシア、あるいは中国、いろんな形の中で
危機感の多々ある世界状況の中で、この非核三原則を堅持するというこ
とは守るべきだと思いますが、私たち地方議会がこういったものを出す
に当たり、やはり今後、私たちも過去をはじめ、いろんな世界状況の中
で平和をどう守っていくかということは、意識を共に調整する必要がある
というふうに考えております。そういった点で、提案者の山本議員が
今後そういった取組を含めてされていくお気持ちはあるかどうか、お伺
いしたいと思います。
- 石 飛 議 長 提出者に対する質疑じゃなくて取組ですが、では、山本議員。
- 山 本 議 員 この提案に当たって、去年の9月頃から特に10月にかけて、表立って
国でこの非核三原則を見直すというようなことになってきました。今、
質問の中で、世界の情勢も含めてみんなで把握すべきじゃないかとい
うようなこともありましたけど、皆さんと共に、安芸高田市の市議会とし
て、世界の情勢も含めてですが、国においてどのような方向で進めるの
かということをお皆さんと日頃共有しながら、ここというときに皆さんと
でこういう取組をせんかというような方向でこれからは進めていきたい
というふうに思います。そういったことで、今の質問に対しては共鳴す
るところもありますので、今後そのような方向で進めていきたいとい
うふうに考えてます。
以上です。
- 石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 石 飛 議 長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。
お諮りします。
本案は、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより、発議第1号「非核三原則の堅持を求める意見書について」
の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。
これにて、令和8年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員